

| | |
|------------|--|
| 対象案件 | いじめ防止基本方針の改定について |
| 意見募集期間 | 平成 30 年 1 月 4 日(木)から平成 30 年 2 月 2 日(金)まで |
| 担当部署(問合せ先) | 教育部 学校教育課 電話 011-372-3311 内 4823 |
| 意見提出件数 | 意見提出者数 1人 |
| | 意見提出件数 3件 |

| 提出のあった意見の概要 | 市の考え方 (案を修正したときは修正内容) |
|---|---|
| <p>いじめ防止のための児童生徒の人権についての啓発について、教育現場へ CAP の導入をしてほしい。</p> <p>ネットパトロールなどに力を入れてください。SNSや LINE などによるいじめは、見えづらく、対応も難しいと思いますが、ぜひ学校全体で取り組んでほしい。</p> <p>いじめ対策委員会と子どもの権利条例の救済委員会との係わりなど、子どもを支援する体制を整備してほしい。</p> | <p>いじめ自体が起きないように、いじめの未然防止に努めていくことが非常に重要であることから、人権擁護委員やさまざまな機関の協力を得ながら、人権尊重の意識向上に向けた人権教育を進めます。</p> <p>ネットパトロールを継続的に行うとともに、モラルやマナーについて保護者を含めた学習会などを実施します。</p> <p>各種関係団体の協力いただき、体制の整備を拡充します。</p> <p>《今後の予定》 平成 30 年 3 月に決定します。</p> |